

東大和市立第七小学校 学校いじめ防止等のための基本方針

令和8年4月版

本方針は、子供たちが安全で安心な学校生活を送れるために、いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応する方針を教職員と保護者、関係諸機関等と共有することを目的に策定する。そして、学校は本方針を、いじめはどの学校どの学級でも起こり得るという認識の下、未然防止のために日常的に自校の取組を点検するために活用したり、いじめを把握した場合には速やかに解決したりするための指針とする。

I いじめ防止の取組を推進する6つの基本的な考え方

1 軽微ないじめも見逃さない ～いじめの定義に基づく確実ないじめの認知～

(1) いじめの定義

いじめは、「行為を受けた児童が心身の苦痛を感じている場合は「いじめ」に該当する」と定義する。（平成25年「いじめ防止対策推進法 第2条」参照）

(2) いじめの定義に基づく確実な認知

本校は以下の表の類型例を基にいじめを認知し、児童に適切な指導を行う。

加害の子供の集団性 行為の故意性、意図性		一人で	→	集団で
1 好意で行った言動 ～ 親切のつもりが… ～		・発言の苦手な子供に、「〇〇さんも意見を言いなよ。」と強く促した。		親切さを評価した上で発言が苦手な子の気持ちについて一緒に考える。
		・リレーでバトンを落とした子供に「何やってんだ！」と怒鳴った。		発達段階の特性なども踏まえ、何気ない言葉が相手を傷付けることもあることを丁寧に諭す。
3 衝動的に行った言動 ～ つい、かっとなって… ～	暴力を伴わない	・うっかりぶつかってきた子供に「死ねよ。」と言い、にらんだ。		絶対に使ってはいけない言葉について指導する。
	暴力を伴う	・うっかりぶつかってきた子供に対して、その場で殴りかかった。		暴力は絶対に許されないことを指導し、かっとなったときの対処方法を身に付けさせる。
4 故意で行った言動 ～ あの子がむかつく～	暴力を伴わない	・運動の苦手な子供に「あなたのせいで負けたのと分かっているの」と問い詰めた。 ・運動で失敗するたびに「へばい」「足をひっぱるな」などはやし立てた。		発言の背景を聞きとり他人の失敗を責める問題について理解させる。
	暴力を伴う	学校サポートチームと連携し、別室指導などで二度と行わせないようにする。	・体育着を隠して、被害の子供が探している様子を笑って見ていた。	絶対に許されない行為であることを理解させ、なくなるまで監督する。
		警察や児童相談所と連携し、厳しい指導を行い、直ちに行為を止めさせる。	・試合で負けたから、1000円払えと強要した。	重大な犯罪
			・お金を持ってこないことを理由に殴ったり、けったりした。	警察と法令に基づく措置、厳格な指導、反省が確認されるまで被害の子と接触させない。
継続性		単発的		継続的

(3) いじめの判断

本校は、児童、保護者、地域住民、関係機関等からの「いじめ」に関する情報が「いじめかどうか」は、学校いじめ対策委員会において、報告、協議した後、校長がいじめであるかどうかを判断する。

(4) いじめの解消

本校は、「いじめが解消されたかどうか」は、学校いじめ対策委員会において、報告、協議し、以下の2点が確認できてから、校長が判断する。

- ・いじめの行為が少なくとも、3か月以上、行われていなかった。
- ・行為を受けた児童および保護者等が、心身の苦痛を感じていないか（面談等で確認）。

2 学校が一丸となって取り組む ～学校いじめ対策委員会を核とした組織的対応～

(1) 学校いじめ対策委員会

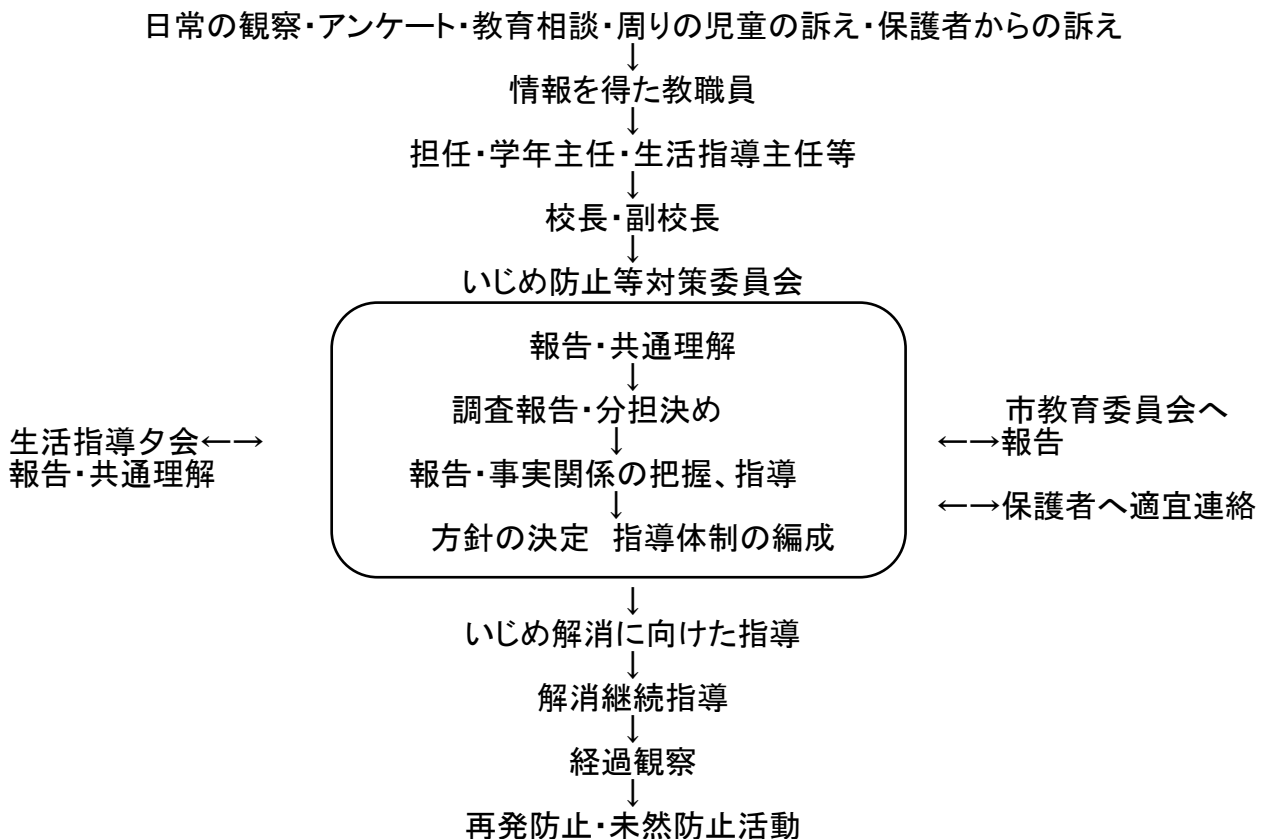
本校は、校長、副校長、主幹教諭、学年主任、生活指導主任、該当学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー等からなるいじめ防止等の対策のための組織を設置する。

(2) 生活指導夕会

本校は、週に1回、金曜日16時30分より、全教職員でいじめ等に関する現状や指導等について情報交換及び共通理解を図るための生活指導夕会を行う。

(3) いじめが起こったときの組織的対応の流れ

本校は、いじめが起こったときは、以下のフローに基づき、組織的に対応する。



3 いじめから子供を守り通す ～学校・家庭・地域の連携による教育相談体制の充実～

本校は、被害の児童が、「大人に伝えたら、もっといじめられる」と考えたり、周囲の児童が「自分もいじめの対象者となる」と考えたりしないために、児童の不安や悩みに対して、全ての教職員（スクールカウンセラー等も含む）が、いつでも相談に応じる体制を整備するとともに、次の表にある年間計画を基に、児童や保護者等の訴えを受け止める活動を行う。

	教職員の活動	児童の主な活動	保護者への活動
4月	・いじめ対策にかかわる共通理解（職員会議）	・学級開き・学級のルール作り（学級活動） ・いじめに関する授業	・いじめ対策についての説明・啓発（保護者会）
5月	・児童に関する情報交換（生活指導全体会）	・たてわり班活動 ・行事を通じた人間関係づくり（移動教室等） ・セーフティ教室	・学校公開 ・セーフティ教室
6月	・スクールカウンセラーによる面談（第5学年） ・いじめにかかわるアンケートの情報分析・対応	・スクールカウンセラーによる面談（第5学年） ・たてわり班活動 ・いじめにかかわるアンケート・面接	・いじめにかかわるアンケート
7月	・個人面談の取組内容の検討（学年会） ・いじめにかかわるアンケートの情報分析・対応 ・1学期の取組の評価	・たてわり班活動 ・いじめにかかわるアンケート・面接	・保護者との情報交換（個人面談）
8月	・2学期の取組の検討 ・生活指導に関する研修 ・夏休み中の児童に関する情報収集		
9月	・いじめにかかわるアンケートの情報分析・対応	・いじめにかかわるアンケート・面接 ・たてわり班活動 ・行事を通じた人間関係づくり（移動教室等） ・いじめに関する授業	・学校公開
10月		・たてわり班活動 ・行事を通じた人間関係づくり（運動会等）	
11月	・いじめにかかわるアンケートの情報分析・対応	・いじめにかかわるアンケート・面接 ・たてわり班活動 ・いじめに関する授業	・道徳授業地区公開講座 ・いじめにかかわるアンケート
12月	・冬休み中の児童に関する情報収集	・たてわり班活動	・保護者との情報交換（個人面談）
1月		・たてわり班活動 ・行事を通じた人間関係づくり（展覧会等）	・学校公開・展覧会
2月	・いじめにかかわるアンケートの情報分析・対応	・いじめにかかわるアンケート・面接 ・たてわり班活動	・いじめにかかわるアンケート
3月	・児童に関する情報交換（生活指導全体会）	・たてわり班活動	・学校公開 ・保護者との情報交換（保護者会）
定期	・生活指導夕会（毎週金曜日16時30分から） ・いじめ対策委員会（6月、11月、2月 及び 随時開催）		

4 子供がいじめを考え行動できる ～話し合いによる合意形成、意思決定の場の設定～

(1) 自己指導能力、多様性等を認め合う態度の育成

本校は、児童自身が、いじめを自分たちの問題として主体的に考え、話し合い、行動できるように、次の表にある「いじめ総合対策【第3次】」の学習プログラムの構成等を参考に、児童一人一人が、いじめ問題に対応できる力を意図的・計画的に身に付けさせる。

プログラムの項目とねらい	いじめ総合対策上巻との関連
<p>1 いじめをしない、させない、許さないための意識の醸成</p> <p>《ねらい》</p> <ul style="list-style-type: none"> いじめについて深く考え、いじめは絶対に許されない行為であることを自覚する。 いじめの防止に向けて、協力し合い、よりよい学校生活を作り出す自主的な態度を養う。 	<p>未然防止</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 子供が安心して生活できる学級・学校風土の創出 (3) いじめを許さない指導の充実 (4) 子供が主体的に行動しようとする意識や態度の育成
<p>2 互いの個性の理解</p> <p>《ねらい》</p> <ul style="list-style-type: none"> 自分の良いところや、友達の良いところに気付き、生活の中で、どのように生かしていくかを考え、実行しようとする意思をもつ。 自分の良いところや友達の良いところを、「価値ある個性」と捉え、自尊感情や自己肯定感を育む。 	<p>未然防止</p> <ul style="list-style-type: none"> (4) 子供が主体的に行動しようとする意識や態度の育成
<p>3 望ましい人間関係の構築</p> <p>《ねらい》</p> <ul style="list-style-type: none"> 相手の気持ち立場を考えたコミュニケーションの在り方について考え、自他を尊重した望ましい人間関係を築く。 集団全体の合意形成に向けた話し合いを通して、相手の状況や目的に応じてコミュニケーションを図る力を身に付ける。 	<p>未然防止</p> <ul style="list-style-type: none"> (4) 子供が主体的に行動しようとする意識や態度の育成
<p>4 規範意識の醸成</p> <p>《ねらい》</p> <ul style="list-style-type: none"> 集団生活や公共の場で守るべきルールやマナー、大切にすべきモラルについて考え、すすんで守ろうとする意欲をもつ。 法や決まりの意義について考えることを通して、他者と共生するために必要は規範を身に付けるとともに、主体的に決まりを守ろうとする態度を育む。 	<p>未然防止</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 子供が安心して生活できる学級・学校風土の創出 (4) 子供が主体的に行動しようとする意識や態度の育成

(2) 犯罪行為につながるいじめについて

本校は、次の表に示す例をもとに、犯罪行為につながるいじめの行為について、児童の発達段階に応じて指導する。

いじめの行為	学校で起こり得る事例	犯罪の名前
ひどくぶつかられたり、たたかれたり、けられたりする。	○ ゲームや悪ふざけとして、くり返し同級生をなぐったり、けったりする。	ぼうこう 暴行
はものとう 刃物等でけがをさせられる。	○ ハサミはカッター等の刃物で同級生を切りつけて、けがをさせる。	しょうがい 傷害
いやなことや、はずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	○ 無理やり、衣服をぬがす。	ぼうこう 暴行
	○ 度胸だめしやゲームとして、無理やり危険な行為や、苦痛に感じる行為をさせる。	きょうよう 強要
	○ 家族に危害を加えるとおどし、特殊詐欺や、闇バイト等の犯罪行為をやらせる。	ふどうい 不同意 わいせつ
きんぴん 金品をたかられる。	○ 断れば危害を加えるとおどし、現金等を巻き上げる。 ○ 断れば危害を加えるとおどし、オンラインゲーム等のアイテム等を購入させる。	きょうかつ 恐喝
きんぴん 金品をかくされたり、ぬすまれたり、すてられたりする。	○ くつや体操服、教科書等の所持品をぬすむ。 ○ 財布等から現金をぬすむ。	せつとう 窃盗
	○ 自転車等をこわす。 ○ 制服等をカッターで切りさく。	きぶつ 器物 はそんとう 破損等
ひ 冷やかしからい、わるくち 悪口や、おどし文句等、いやなことを言われる。	○ 学校に来たら危害を加えるとおどす。 ○ 本人のはだかなどが写った写真・動画をインターネット上で拡散するとおどす。	きょうはく 脅迫
	○ 特定の人物を誹謗中傷するために、校内や地域のかべや掲示板等、インターネット上に実名を挙げて、「万引きをしていた」など事実でないことを書いたり、身体的特徴を指摘して「気持ち悪い」、「不細工」、「うざい」などと悪口を書いたりする。	めいよきそん 名誉棄損 ぶじょく 侮辱
パソコンやスマートフォン等で、いやなことや、はずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	○ 同級生に対して、スマートフォン等で、自身の性器や下着姿などの写真・動画をさつえいして送るように指示し、自己のスマートフォン等に送らせる。 ○ 同級生等のはだかの写真・動画を友達や、SNS上のグループに送信するなど、多数の者に提供する。	じどう 児童ポルノ ていきょうとう 提供等

(参考) 文部科学省「いじめ総合対策【子供版】小学4年生から6年生向け」

5 保護者者といじめを解決する ～保護者との信頼関係に基づく取組の推進～

(1) 学校と保護者が一体となったいじめ防止の取組

本校は、

		児童に関わること	保護者に関わること
いじめの未然防止に関すること		<ul style="list-style-type: none"> ○世の中にはいろいろな考えをもっている人がいることを理解させる。(道徳・特別活動・総合的な学習の時間) ○セーフティ教室や学級活動の時間でインターネットの危険やモラルについて指導する。 ○「人権教育プログラム」等の資料を活用して道徳教育の充実を図る。 ○正しい判断力を身に付けさせる。(道徳・特別活動・総合的な学習の時間) ○進んで奉仕活動に取り組みさせる。 ○教育活動全体を通じて、児童がいじめに向けた方策に主体的に参画し、議論し実行できるように推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○自分の物や他人の物を大切に扱うように育てる。 ○友達の気持ちを踏みにじったり傷つけたりすることの重大さを日頃から子どもに伝える。 ○地域での様々な体験を通して、集団の一員としての自覚や自信を育ませる。 ○学校は、セーフティ教室や道徳授業地区公開講座等を活用し、保護者や地域住民にいじめ防止等に関する啓発活動を実施する。
いじめの早期発見に関すること		<ul style="list-style-type: none"> ○子供が集団から離れて一人で行動しているときは、声を掛けて話を聞く。 ○個人面談、アンケートの実施、休み時間や放課後を活用して話を聞くなど、児童から情報を収集する。 ○スクールカウンセラー等による、相談窓口を周知する。 ○上履き、机、椅子、学用品、掲示物などにいたづらがあつたらすぐに対応し、原因を明らかにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ○子供との会話をできるだけ多くする。 ○服装などの汚れや乱れに気を配る。 ○子供の持ち物に気を配り、なくなったり、増えたりしてないか観察する。 ○悩みは何でも親に相談できるような雰囲気、普段からつくっておく。
いじめの早期対応に関わること	暴力を伴う場合	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> ○我が子を守り抜く姿勢を見せ、子供の話に耳を傾け、事実や心情を聞くようにする。 ○いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求め、協力してもらう。
		いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> ○学校は、いじめられた子供を守ることを第一に考えた対応をとることを伝える。 ○事実を冷静に確認し、我が子の言い分を十分に聞くようにする。 ○被害児童、保護者に対して、適切な対応をするように伝える。
	暴力を伴わない場合	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> ○我が子を守り抜くという姿勢を子供に見せるように伝える。 ○いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求め、協力してもらう。
		いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> ○学校は、いじめられた児童を守ることを第一に考えた対応をとることを伝える。 ○事実を冷静に確認し、我が子の言い分を十分に聞くように促す。 ○被害児童、保護者に対して、適切な対応をするように伝える。

行為が見えにくい場合	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> ○つらく苦しい気持ちに共感し、「いじめから全力で守ること」を約束する。 ○本人や周囲からの聞き取りを重視し、精神的なダメージについての確に把握し、迅速に初期対応する。 ○いじめの理由や背景を突き止め、根本的な解決を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○我が子を守り抜くという姿勢を子供に見せるように伝える。 ○いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求め、協力してもらう。
	いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、事実を確認し、いじめをやめさせる。 ○いじめの理由や背景を突き止め、根本的な解決を図る。 ○スクールカウンセラーと連携をとる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校は、いじめられた児童を守ることを第一に考えた対応をとることを伝える。 ○事実を冷静に確認し、我が子の言い分を十分に聞くように促す。
	直接関係のない者	<ul style="list-style-type: none"> ○傍観することはいじめに荷担することと同じであることを考えさせ、いじめられた児童の苦しみを理解させる。 ○友達のいいなりにならず、自らの意志で行動することの大切さに気付かせる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめに気付いたとき、傍観者とならず助ける側の態度をとることができるような子供に育てる。 ○いじめに対する考え方を理解してもらい、どんな場合でもいじめる側や傍観者にはなってはならないという気持ちを育てるように伝える。

6 社会総がかりでいじめに対峙する ～外部の人材や関係諸機関との適切な連携～

(1) いじめを生まない環境づくり

本校は、学校運営協議会を置くコミュニティ・スクールであることから、保護者、地域社会とも手を取り合い、本方針を基に、児童や学校のために、普段からできることや機会を考えるための啓発を図る。

【連携場面等】

- ・学校運営協議会（年5回以上）
- ・道徳授業地区公開講座（年1回）
- ・学校公開（年3回）、学校行事（年3回）、保護者会（年2回）、個人面談（年2回）

【取組内容の例（学校運営協議会の場合）20分】

《ねらい》いじめの定義について確認する。

いじめ問題に対する学校の取組を理解する

いじめ問題を克服するために、地域住民としてできることを考える。

主な内容	実施上の留意点
1 学校いじめ基本方針の趣旨説明（1分）	・方針は文書で配布し、各自に保管してもらう。
2 いじめの定義や現状の確認（8分）	・いじめかどうかについて考える事例として、意見の分かれるものを取り上げて扱うことで、認識の違いを明確にする。
3 学校の取組の紹介（3分）	・学校の取組について、未然防止、早期発見、早期対応の観点から紹介し、写真等を見せることで、具体的に理解してもらえるようにする。
4 いじめの未然防止・早期発見・いじめを生まない環境づくりのために地域全体でできること（7分）	・これまでの取組や他校等の取組を例にあげ、考える手立てとする。
5 今後の方向性について確認（1分）	・地域関係者、保護者、学校の普段からの双方向の関係づくりが重要であることを確認する。

II いじめ重大事態への対処

1 いじめ重大事態とは

いじめ重大事態とは、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める事態」及び「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める事態」と定義されている（いじめ法第28条第1項）。

重大な被害が生じた疑い、いじめにより不登校を余儀なくされている疑いがある段階の具体例としては以下のような状況が挙げられる。

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき
- 相当の期間学校（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）を欠席することを余儀なくされている場合

学校の設置者又は学校は、これらの「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならないことを認識し、調査の実施に向けた取組を開始する。

重大事態調査の目的は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、当該重大事態への対処及び再発防止策を講ずることにある。

児童や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申し立てがあったとき（人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申し立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合も含む。）は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして、報告・調査等に当たる。

2 重大事態への対応

(1) 発生報告

重大事態であると思われる案件が発生した場合は、原則として、その日のうちに、学校は教育委員会、警察等の関係機関へ報告し、管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事態の解決にあたる。

(2) 学校にいじめの重大事態の調査組織を設置

市様式「いじめの重大事態に関する調査の方針」を用いて文書を作成し、教育委員会の確認を受け、いじめ重大事態の認知後と調査体制（主として学校いじめ対策委員会）を整備する。

(3) 対象児童、保護者等に対する調査実施前の事前説明

対象児童、保護者等に対して、「いじめの重大事態に関する調査の方針」を用いて、調査の事前説明を行う。

(4) いじめの重大事態調査の実施

学校いじめ対策委員会を中核とし、適宜、学校サポートチームの委員などの第三者を構成員に加えるなどの方法により組織を編成し、公正性、中立性を確保した上で、調査を実施する。

(5) いじめを受けた児童及びその保護者に対しての情報を適切に提供

市様式「いじめの重大事態に関する調査結果について（報告）」を作成し、対応児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する。学校が教育委員会に調査結果を報告する際、対象児童及び保護者は、調査結果に係る所見をまとめた文章を、当該報告に添えることができる。学校は、このことを、予め被害児童、保護者に対して伝える。

(6) 教育委員会に調査結果を報告

学校は、教育委員会に、市様式「いじめの重大事態に関する調査結果について（報告）」等を提出する。教育委員会は、市長に対して報告・説明する。

(7) 調査結果を踏まえ、必要な措置の実施

設置者の指示のもと、資料の提出など調査に協力する

Ⅲ 関係法規

1 教育基本法

第4条（教育機会均等） すべての国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受け入れる機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

第6条2（学校教育） 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んじるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

第10条（家庭教育） 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有する者であって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 学校教育法

第35条 市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返し行う等性行 不良であって他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。

- 1 他の児童に障害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
- 2 職員に障害又は心身の苦痛を与える行為
- 3 施設又は設備を損壊する行為
- 4 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

3 いじめ防止対策推進法

第1章 総則（定義）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

第2章 いじめ防止基本方針等

第13条（学校いじめ防止基本方針） 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参

酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

第3章 基本的施策

第15条（学校におけるいじめの防止）学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

- 2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

第16条（いじめの早期発見のための措置）学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。
- 3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。
- 4 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

第17条（関係機関等との連携等）国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めるものとする。

第4章 いじめの防止等に関する措置

第22条（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

第23条（いじめに対する措置）学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

- 2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。
- 3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継

続的に行うものとする。

- 4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。
- 5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

第 25 条 (校長及び教員による懲戒) 校長及び教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。

第 26 条 (出席停止制度の適切な運用等) 市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第三十五条第一項(同法第四十九条において準用する場合を含む。)の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

第 5 章 (重大事態への対処)

第 28 条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に関わる事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

(1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

(2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(出典・参考) 本方針は、以下の資料等を参考に作成した。

- ・東京都教育委員会「いじめ総合対策【第3次】」令和7年6月26日
- ・東京都教育委員会「いじめ総合対策【子供版】小学校4年生から6年生向け」令和7年6月26日